

# 土木工事の情報共有システム活用ガイドライン の主なポイント

## 1 機能要件 2.0 対応の情報共有システムの利用方法の明確化

「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 2.0）」に対応した情報共有システムの各機能の利用方法を示しました。

## 2 利用を必須とする機能

工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能）、電子検査支援機能、及びデータ移管機能を利用必須機能とし、優先的に利用する機能を示しました。

## 3 利用上の留意点

適切に情報共有システムを利用することで初めて業務の効率化に繋がることから、利用にあたって留意すべき点を示しました。

#### 4 工事帳票の発議前に打合せが必要な場合

昨年度の試行において、情報共有システムを利用した場合には対面の打合せが全て不要となると誤解している意見が多く見受けられたことから、適切な情報共有システムの利用を促すために、工事帳票の発議前に打合せが必要な場合は、対面で紙を利用した打合せを行ってよいことを明確化しました。

なお、定期報告などの場合は、打合せすることなく、情報共有システムから工事帳票を発議してかまいません。

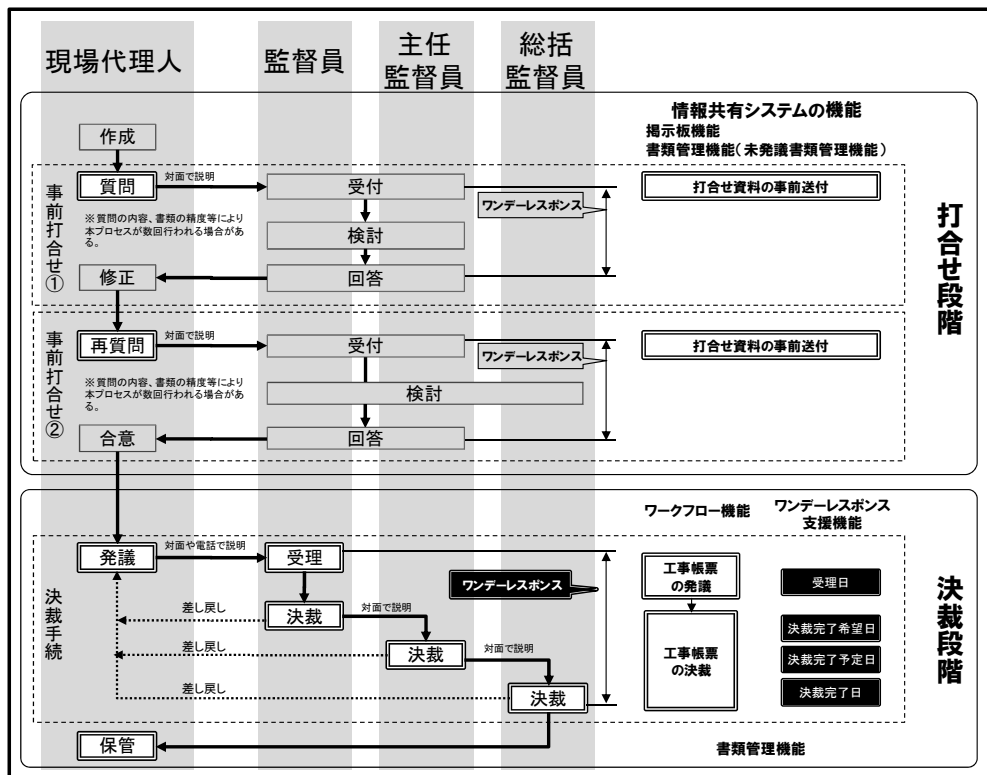


図1 工事帳票の発議前に打合せが必要な場合の工事帳票の処理

※打合せ段階においては紙を利用し、対面による打合せが必要です。

#### 5 フォルダ構成の統一

統一的なフォルダ構成が業務の効率化に繋がることから、情報共有システムに登録し、電子検査を行うにあたって必要となるフォルダ構成を示しました。

#### 6 紙の書類の取り扱い

契約関係書類（契約担当課へ提出する請求書等）など、原本が紙の書類は原則として情報共有システムに登録する必要がないことを示しました。

## 7 電子検査の考え方

工事施工中に受発注者間で電子的に交換・共有した工事書類に限り原則として電子検査を行い、それ以外の紙の書類は紙で検査を行うことを示しました。

電子検査を行う場合は、情報共有システムから出力した電子データを利用したオフラインの電子検査を原則としました。

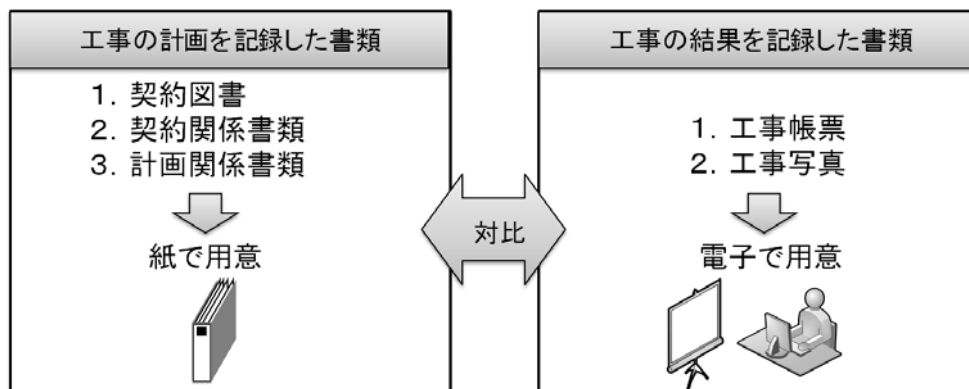


図2 紙で用意する書類、電子で用意する書類

## 8 電子検査の準備

電子検査に必要なパソコンは、原則として受注者が用意することを示しました。また、プロジェクタ・スクリーンの用意は必須ではありませんが、用意する場合は原則として受注者が用意することを示しました。

また、電子検査会場レイアウト例を示しました。

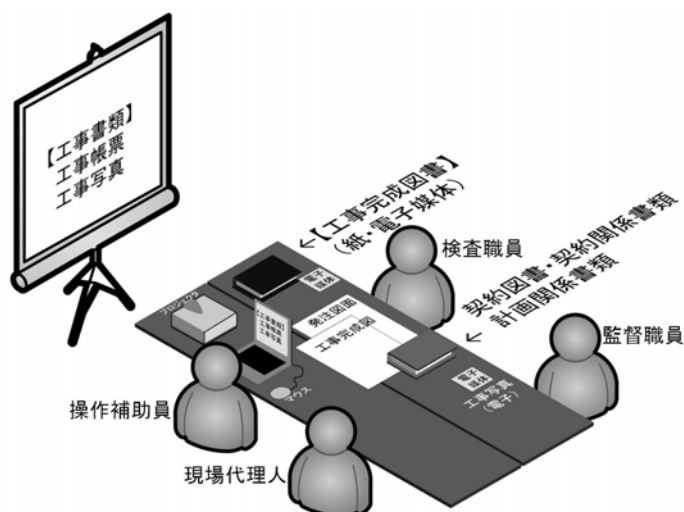


図3 電子検査における検査会場レイアウト例

## 9 データの移管

情報共有システムに保管された工事帳票の電子データは、完成検査終了後に、受発注者がそれぞれ出力して保管することを示しました。

その場合の電子データは、電子データの仕様及びフォルダ構成を規定する「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき「工事完成図書の電子納品等要領」で定める仕様で出力することとしました。

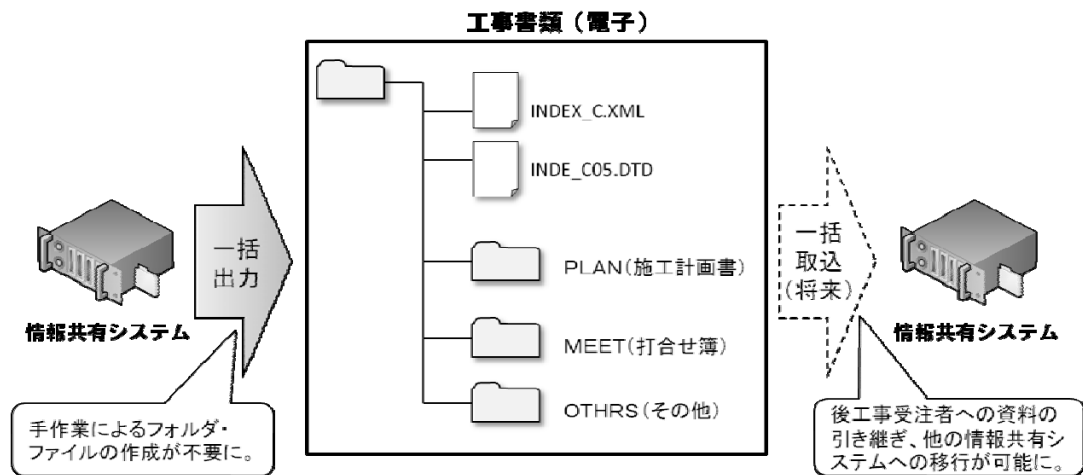


図4 情報共有システムからの出力

## 10 業務全体の流れ

情報共有システムの活用有無による業務全体の流れを示しました。

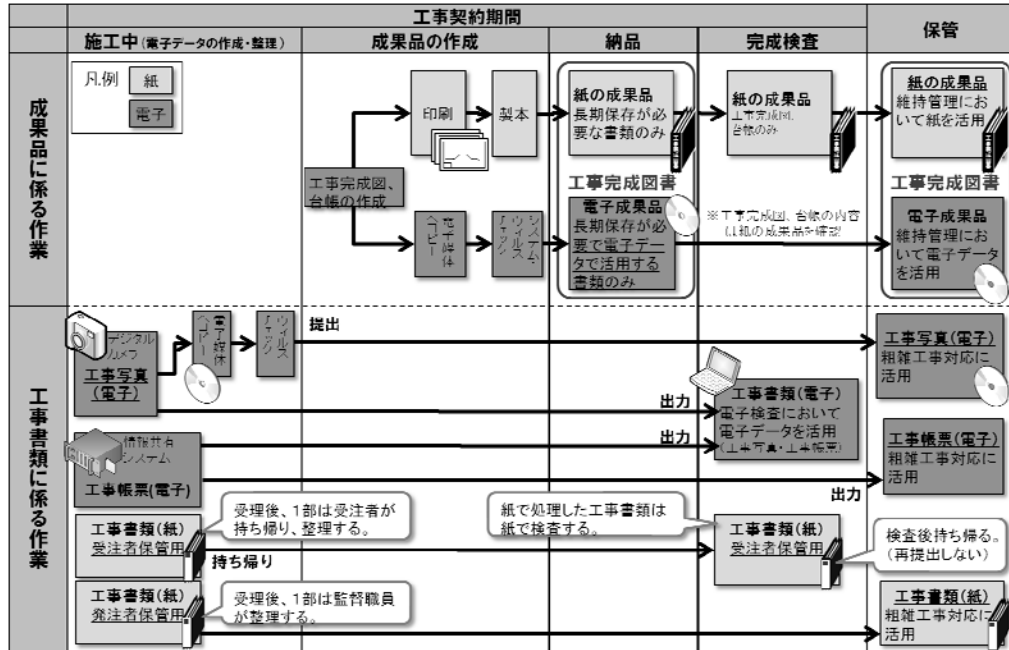


図5 情報共有システムを活用した場合の工事における業務全体の流れ

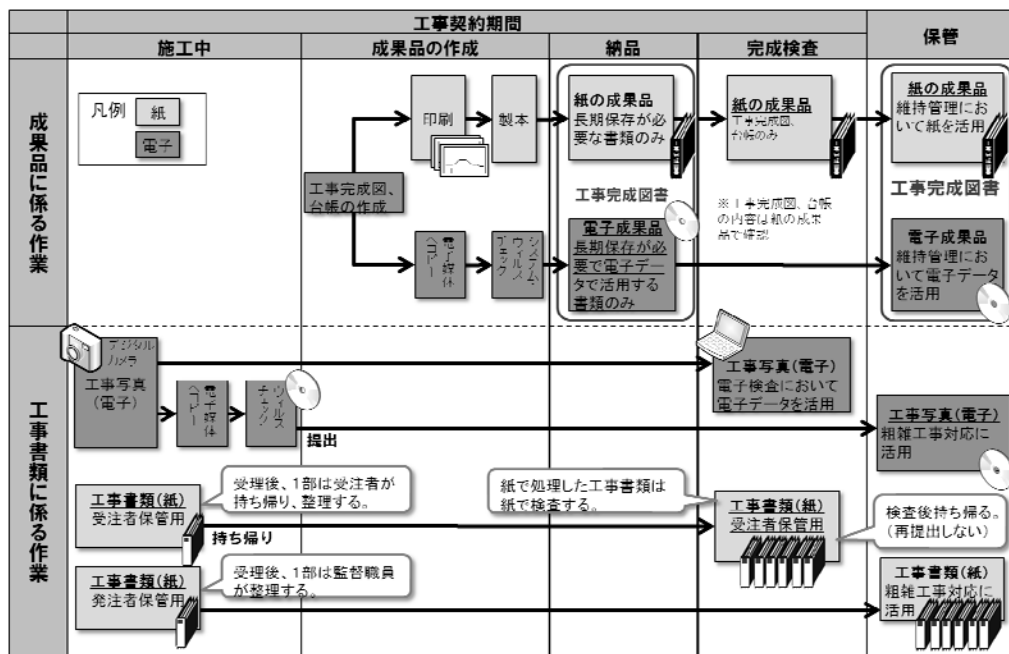


図6 情報共有システムを活用しない場合の工事における業務全体の流れ (参考)

## 11 次期機能要件で改善を図る機能

昨年度の試行における実態調査において、現在の機能要件 2.0 の一部の機能の改善点が明らかになったことから、決裁が完了した工事帳票を再利用して新たに工事帳票を作成できることで、入力作業の効率化を図ったり、決裁段階前の打合せ段階からワークフロー機能を利用できるようにしたりする等、次期機能要件で改善を図る予定の機能を記載しました。

なお、次期機能要件に対応した情報共有システムの利用方法については、次期機能要件の公開後に本ガイドラインを改定し、利用方法を示す予定です。

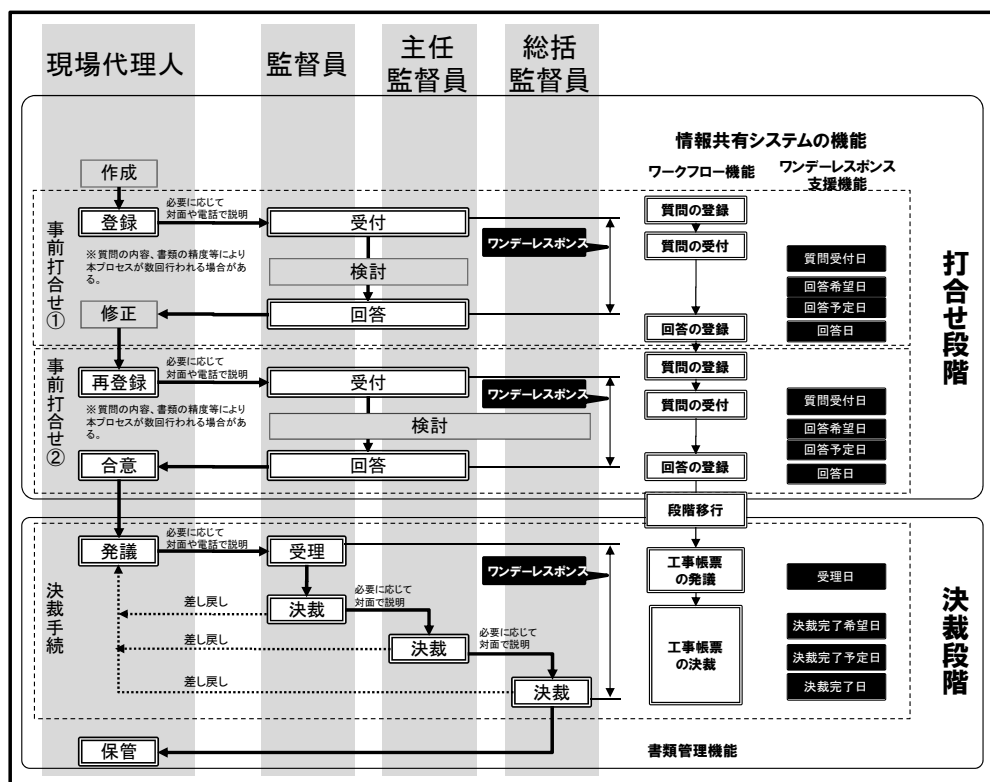


図7 ワークフロー機能及びワンデーレスポンス支援機能の改善

## 12 参考資料

- ・ 円滑な電子検査を行うため、紙の検査書類、電子検査書類、及び工事完成図書（紙の成果品及び電子成果品）の一覧を示しました。
- ・ また、情報共有システムの活用の有無、工事帳票に添付する電子データのファイル形式、電子検査方法などを事前協議で決定できる「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に掲載する事前協議チェックシートを掲載しました。
- ・ 電子検査において活用が期待されるフォルダのツリー構造の表示方法を示しました。
- ・ 打合せ簿管理項目や、写真管理項目に定義されている「管理区分」や「工種区分」などの管理項目の活用方法について、各工事書類の管理項目を具体的に示すとともに、電子検査の高度化のイメージを併せて示しました。

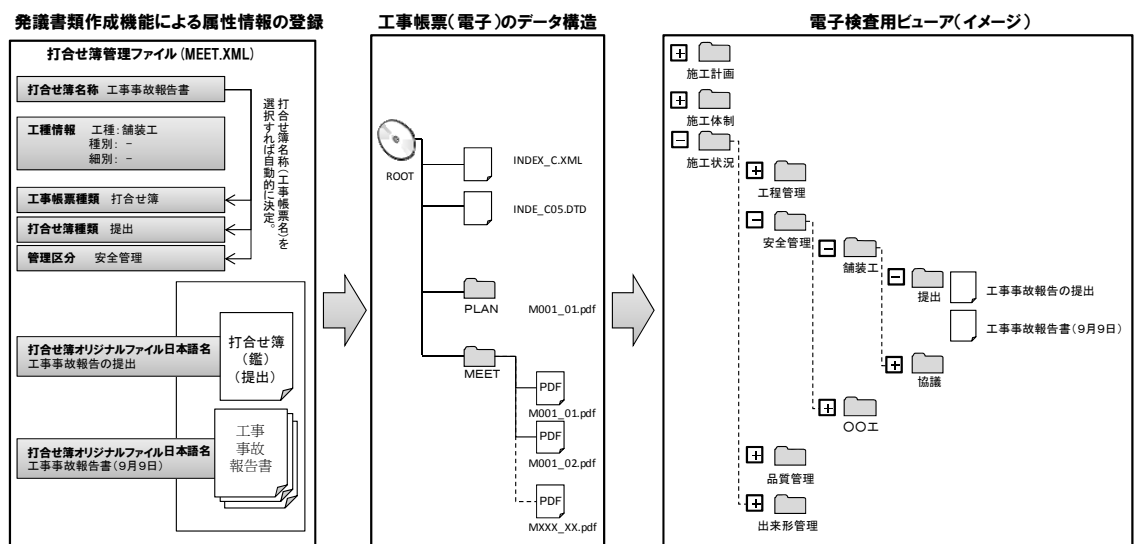


図8 管理項目情報を利用した電子検査の高度化（イメージ）